

会議要録

会議名	第1回港区立学校図書館運営業務委託事業候補者選考委員会
開催日時	令和4年12月23日(金曜日) 午後6時30分から午後8時00分まで
開催場所	港区立教育センター 研修室3
委員	(出席者)松浦正和委員、石井卓之委員、松本直樹委員 上村隆委員、篠崎玲子委員
事務局	澤木俊宏、小林あかり、堀内遥(教育支援係) 富樫学(指導主事)
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 選考委員委嘱 3 選考委員紹介 4 委員長選出 5 副委員長選出 6 審議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 選考日程について (2) 募集要項及び選考方法について (3) 審査基準について 7 その他 8 次回の日程等について 9 閉会
配付資料	<p>[配付資料]</p> <p>資料1 港区立学校図書館運営業務委託事業候補者選考委員会設置要綱</p> <p>資料2 港区立学校図書館運営業務委託事業候補者選考委員会委員名簿</p> <p>資料3 港区立学校図書館運営業務委託事業候補選定の概要(案)</p> <p>資料4 港区立学校図書館運営業務委託事業候補者募集要項(案)</p> <p>資料4-1 仕様書(案)</p> <p>資料4-2 様式1～様式 9</p> <p>資料5 港区立学校図書館運営業務委託事業候補者の選考方法(案)</p> <p>資料6 港区立学校図書館運営業務委託事業候補者選考基準(案)</p> <p>資料6-1 港区立学校図書館運営業務委託第一次審査採点基準表(案)</p> <p>資料6-2 港区立学校図書館運営業務委託第二次審査採点基準表(案)</p>

会議の結果及び主要な発言

1 開会

2 選考委員委嘱

3 選考委員紹介

4 委員長選出

A委員

港区のことをよく分かっていること、各種プロポーザルの選考委員を務めていることから、D委員が適任と考える。

互選により、委員長には松浦委員を選出した。

5 副委員長選出

委員長の指名により、副委員長には上村委員を選出した。

6 審議事項

(1)選考日程について

(事務局説明)

B委員

通常、事業者の選定の際に、質問の受付期間はどのくらい設けているのか。質問の受付期間が12月26日(月)から1月5日(木)となっており、営業日を考えると、質問受付期間が短くなっている。短い質問受付期間の中で事業者が本当に集まるのか。伸ばせるなら伸ばした方が良い。

事務局

通常、公募の開始から質問受付締切まで約2週間、質問の回答から募集受付締切まで約2週間を目安に期間を設けている。今回はその期間に、年末年始が含まれるため、営業日としては短くなっている。

ご指摘を踏まえ、質問の受付期限を1月10日(火)までとし、質問に対する回答を1月11日(水)に修正する。

(2)募集要項及び選考方法について

(事務局説明)

・募集要項について

A委員

プロポーザル方式で選定された事業者とは年度ごとの契約となるのか。

事務局

プロポーザル方式により選定された事業者とは毎年度の契約となり、当該事業者との契約は、初年度含めて最大5年間まで可能である。

B委員

参加資格について、プロポーザルに参加するものが共同事業体を結成する場合、基本的には区内事業者と結成することを原則としているとの認識でよいか。区外事業者が単独で参加する場合には、減点はないが加点がないとの認識でよいか。

事務局

ご認識のとおりである。区内事業者がプロポーザルに参加する場合は、プロポーザルガイドラインにおいて、第一次審査において評価点を優遇することと定めて

	いる。
C委員	「区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること」といった記載があるが、区外事業者は単独での参加ができないとの認識になるのか。
事務局	区では、区が発注する業務に係る区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しているため、区外事業者が共同で参加する場合、原則として区内事業者と共同することを条件としている。区外事業者のみでは加点はないが、区外事業者が単独で参加することも可能である。
D委員	より良い事業者を選定できるよう、多くの事業者が手を挙げてくれるとよい。
B委員	・仕様書について 業務実施の条件に、学校司書業務に必要な資格として図書館司書と司書教諭を挙げている。 文部科学省では、「学校司書のモデルカリキュラム」を定めており、大学では、モデルカリキュラムを履修した学生に対し学校司書の資格を付与している。 正確な資格ではないが、今後この資格を広めていくためにも、港区として、可能であれば追加してほしい。
E委員	「学校司書のモデルカリキュラム」による学校司書の資格を取り入れた際、学校図書館運営業務の質の担保が図れるのか。
B委員	大学で必要なカリキュラムを履修すれば取得することができる資格である。いくつかの大学で取り入れられているが、カリキュラムについて、大学によって大きな差異はないと思われる。
A委員	すぐに取り入れるよりも事前に学校司書を取り入れることについて研究する期間が必要であると考え。 可能であれば5年間の間で研究し、5年後に新たに取り入れることを目指すほうが区にとって良いのではないか。
E委員	早急に取り入れるよりも、「学校司書のモデルカリキュラム」が今後知られていくようになってから、新たな資格を取り入れた、より良い学校図書館の運営方法を構築していければよいと思う。
委員長	今後の学校図書館の運営を踏まえ、5年間研究し、次回に向けて取り入れを検討していくことでよろしいか。 (一同賛成)
B委員	(3)審査基準について (事務局説明) 評価項目は企画提案書の項目に沿っているという認識でよいか。
事務局	ご認識のとおりである。評価項目2(1)は様式6「業務従事予定者の配置計画及びスケジュール」に沿っている。同様に、評価項目2(2)(3)(4)は、様式7「企画提案書」1から6に沿っている。

	<p>7 その他</p> <p>・仕様書について A委員 業務実施の条件に、年間456時間以上学校司書業務者を配置するとの記載があるが、456時間を一日の勤務時間6時間で割ると76日となる。76日は何の日数を示すのか。</p> <p>事務局 学校司書は、週2日勤務を原則とする。夏休み等を除き、年間38週配置することから、週2日勤務により、76日が年間配置日数となる。 同様に、学校図書館支援員は、5時間勤務で週に5日で38週の配置となるため、年間950時間以上の配置としている。</p> <p>8 次回日程の確認</p> <p>9 閉会</p>
--	--